



市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）督促状の公示送達書

別紙の者、いずれも住所（所在地）が不明のため、「令和7年度 香川県三豊市市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）督促状」の送達が不能につき、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達する。なお、同条の2第3項の規定により、令和8年7月17日をもって書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る督促状については、当所（三豊市税務課）に保管しているので、該当者の申出があり次第、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月10日

三豊市長 山下 昭史



公示送達者名簿

(別紙)

令和8年7月10日

|   | 特別徴収義務者      | 納期限                                                  |
|---|--------------|------------------------------------------------------|
| 1 | 株式会社 T A O S | 令和8年6月10日<br>【令和7年度 市民税・県民税・森林環境税】<br>(特別徴収 令和8年5月分) |